

議案第14号

三次市就学援助費支給規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
(認定基準)	(認定基準)
第3条 準要保護児童生徒の認定は、児童生徒が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。	第3条 準要保護児童生徒の認定は、児童生徒が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。
(1) 児童生徒の保護者が、前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた場合	(1) 児童生徒の保護者が、前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた場合
ア～ク 略	ア～ク 略
(2) 前号に規定するもの以外で、次のいずれかに該当する場合	(2) 前号に規定するもの以外で、次のいずれかに該当する場合
ア 児童生徒の属する世帯の収入額が、生活保護法による保護基準額等を基準とし、総合的に勘案した額の合計の1.3倍を上回らない場合	ア 児童生徒の属する世帯の収入額が、生活保護法による保護基準額 _____ 合計の1.3倍を上回らない場合
イ 略	イ 略